

「災害時等要援護者支援制度」



～地域で ふれあい・たすけあい・ささえあい～ **に登録を!**

☎ 高齢福祉課 地域ケア推進係

災害が発生したときは、市、消防、警察等関係機関が協力して救助等の対応にあたりますが、「公助」には限界があります。災害に強いまちづくりには、地域の人々が助け合えるような関係が構築されていることが大変重要なため、小諸市は、「災害時等要援護者支援制度」を推進しています。制度を利用するには「登録」が必要です。申請書を高齢福祉課に提出してください。

◆災害時等要援護者とは…

高齢者、障がい者、傷病者等、災害発生時に自主的に避難することや、被災地域での生活が困難な方をいいます。

◆支援制度の概要

登録時に記載された情報を、警察・消防・市役所・区・民生児童委員等の支援機関等で共有し、災害時の備えや、地域の支え合いに活用するというものです。あわせて、「あんしんカプセル」を市から登録者宅に配布し、そのカプセルを冷蔵庫内で保管していただきます。カプセルの中の紙には緊急連絡先、地域支援者、かかりつけ医や服用している薬等の情報が記載され、急病等の救急搬送時には救急隊員がカプセルを医療機関に持ち込み、治療に役立てるという仕組みになっています。



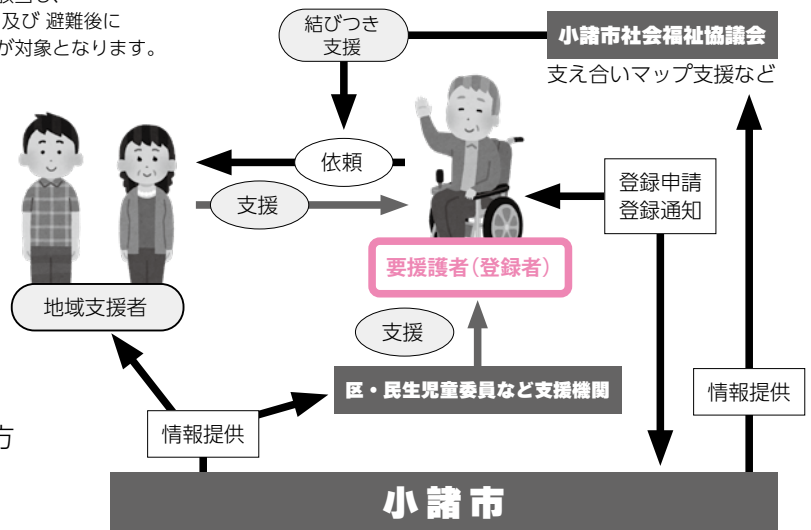
◆地域支援者とは…

災害時における避難誘導、救出活動、安否確認、情報提供や日常生活における声かけ、相談等をしていただきます。あくまで可能な範囲での支援となります。原則として、申請者（災害時等要援護者）が自ら地域支援者を指名して依頼することになっています。日頃からのご近所付き合いで地域支援者の方と積極的に人間関係を作りましょう。

◆制度の対象となる方

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯
または 高齢者と児童のみの世帯
- ③ 介護保険での要介護度3以上の方
- ④ 身体障害者手帳1級 または 2級の方
- ⑤ 療育手帳の障害程度区分が重度の方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑦ 自立支援医療費（精神通院医療のみ）の支給を受けている方
- ⑧ 特定疾患医療の受給者証の交付を受けている方
- ⑨ 在宅酸素など、特別な医療を必要とされる方
- ⑩ その他、市長が特に必要と認める方

次のいずれかに該当し、災害時等に避難及び避難後に支援が必要な方が対象となります。



災害時等要援護者支援制度のしくみ

高齢者の お食事宅配 昼食 夕食

ご飯付き(1食分) **530円(税込)**
※おかずのみは1食分430円(税込)

週1回おかず1食からのご注文も

フードサービスことぶきが お届けします! **配達無料** で **ご自宅** まで **お届けします!**

【配達エリア】小諸市内・御代田町・軽井沢町・佐久市の一部エリアOK!
※上記以外にお住まいの方もお気軽にご相談ください。

●ご注文・お問い合わせはお気軽にどうぞ!
フードサービス ことぶき TEL.0267-25-8009
〒384-0808 小諸市御影新田ノ上2090-1 小諸市御影新田ノ上2090-1 検索 【受付時間】9時～17時(土・日・祝除く)

2月14日(火)*販売開始!

寒ざらし蕎麦粉 毎年大好評

【1kg】2,400円(税込) / 【500g】1,300円(税込)

*気候により販売開始日が多少変動する場合がございます。また、加工状況によって販売が遅延になる場合もございます。お問い合わせください。

半生麺【4食】1,200円(税込) **【小諸市民限定クーポン】ご利用下さい**

そば粉からそば道具まで 粉の専門店 **蕎麦粉屋 大西製粉** 店内全品 **10%OFF**

〒384-0008小諸市東小諸甲1581 TEL.0267-22-0585 有効期限2023年3月31日まで